

四 前三号に掲げるもののはか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

第三条第一項の規定による推進地域の指定の際、当該推進地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者（第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講すべき者として基本計画で定める者に限る。）は、当該指定があつた日から六月以内に、対策計画を作成しなければならない。

対策計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、対策計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく当該対策計画を変更しなければならない。

対策計画は、当該施設又は事業についての南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。

対策計画は、推進計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

第一項又は第二項に規定する者は、対策計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該対策計画を都府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第一項又は第二項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都府県知事は、その者に対して、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。

（対策計画の特例）

第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。

（対策計画の特例）

第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「南海トラフ地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

一大規模地震対策特別措置法第二条第十二号に規定する地震防災応急計画（同法第八条第一項の規定により同号に規定する地震防災応急計画とみなしてこの法律を適用するもの）を含む。）

二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項若しくは第八条の二第一項（これらとの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する消防計画又は同法第十四条の二第一項に規定する予防規程

三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第二百四十九号）第二十八条第一項に規定する危害予防規程

四 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十六条第一項に規定する危害予防規程

五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十四条第一項、第六十四条第一項（同法第八十四条において準用する場合を含む。）及び第九十七条第一項に規定する保安規程

六 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十二条第一項に規定する保安規程

七 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第二百五号）第二十七条第一項に規定する保安規程

八 石油コンビナート等灾害防止法第十八条第一項に規定する防災規程

九 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

一項に規定する防災規程

二 南海トラフ地震防災規程（前項第一号に係るものを除く。以下この項において同じ。）を作成した者は、前条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その南海トラフ地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。南海トラフ地震防災規程を変更したときも、同様とする。

（南海トラフ地震防災対策推進協議会）

第九条 関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、共同で、南海トラフ地震が発生した場合における災害応急対策及び当該災害応急対策に係る防災訓練の実施に係る連絡調整その他の南海トラフ地震に係る地震防災対策を相互に連携協力して推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関

及び関係指定地方公共機関は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、南海トラフ地震に係る地震防災対策を実施すると見込まれる者の他の協議会が必要と認める者を加えることができる。

第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、同項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関並びに前項の規定により加わった協議会が必要と認める者をもって構成する。

協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

協議会の庶務は、内閣府において処理する。前各項に定めるものほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

（南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定等）

第十条 内閣総理大臣は、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定するものとする。

内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮詢しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴かなければならぬ。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

定による特別強化地域の指定の解除をする場合に準用する。

(津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置)

第十二条 前条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に資するよう、内閣府令で定めるとこにより、当該津波に關する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を居住者、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならぬ。ただし、当該特別強化地域において、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第五十五条に規定する措置が講じられているときは、この限りでない。

(津波避難対策緊急事業計画)

第十二条 第十条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、当該特別強化地域について、市町村防災会議が定める推進計画に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画(以下「津波避難対策緊急事業計画」という。)を作成することができる。

一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業

二 前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業

三 集団移転促進事業(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第二百三十二号)以下「集団移転促進法」という。)第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいい、第十六条の規定による特別の措置の適用を受けようとするものを含む。(以下同じ。)

四 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業

- 2 前項各号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 3 第一項各号に掲げる事項には、関係市町村が実施する事業に係る事項を記載するほか、必要に応じ、関係市町村以外の者が実施する事業に係るものと記載することができる。
- 4 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画に關係市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならぬ。
- 5 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。
- 6 関係市町村長は、前項の協議をしようとするときは、あらかじめ、都府県知事の意見を聴き、津波避難対策緊急事業計画にその意見を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 7 内閣総理大臣は、第五項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 8 第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 9 関係市町村長は、前項ただし書の軽微な変更については、内閣総理大臣に届け出なければならぬ。
- (津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等)
- 第十三条** 津波避難対策緊急事業に基づいて実施される事業（以下この条において「津波避難対策緊急事業」という。）のうち、別表に掲げるものの（当該津波避難対策緊急事業主務大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項において同じ。）に要する経費に対する国（当該津波避難対策緊急事業合）という。）は、当該津波避難対策緊急事業にかかるわらず、同表のとおりとする。
- 2 津波避難対策緊急事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、前項の規定による國の負担割合を超えるときは、当該津波避難対策緊急事業に係る経費に対する國の負担割合

2 前項各号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

3 第一項各号に掲げる事項には、関係市町村が実施する事業に係る事項を記載するほか、必要に応じ、関係市町村以外の者が実施する事業に係るものと記載することができる。

4 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画に關係市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならぬ。

5 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

6 関係市町村長は、前項の協議をしようとするときは、あらかじめ、都府県知事の意見を聴き、津波避難対策緊急事業計画にその意見を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第五項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

8 第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

9 関係市町村長は、前項ただし書の軽微な変更については、内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

(津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等)

第十三条 津波避難対策緊急事業に基づいて実施される事業（以下この条において「津波避難対策緊急事業」という。）のうち、別表に掲げるものの（当該津波避難対策緊急事業合）という。）は、当該津波避難対策緊急事業にかかるわらず、同表のとおりとする。

2 津波避難対策緊急事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、前項の規定による國の負担割合を超えるときは、当該津波避難対策緊急事業に係る経費に対する國の負担割合

3 については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

4 国は、津波避難対策緊急事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又是補助することとなる割合を参考して、当該交付金の額を算定するものとする。

(移転が必要と認められる施設の整備に係る財政上の配慮等)

5 国は、第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設の整備に関し、必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(集団移転促進事業に係る農地法の特例)

6 第十五条 市町村（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町村を除く。）が津波避難対策緊急事業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地（耕作（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この条において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。）を農地以外のものにし、又は農地若しくは採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を農地若しくは採草放牧地以外のものに

するためこれらの土地について所有権若しくは

使用及び収益を目的とする権利を取得する場合

において、都府県知事は、当該集団移転促進事

業が次に掲げる要件に該当するものであると認

めると、（同法第四条第六項（第一号に係る部

分に限る。）又は第五条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかるわらず、同法第

四条第一項又は第五条第一項の許可をすること

ができる。

(地震観測施設等の整備)

7 第十九条 国は、南海トラフ地震に関する観測及

び測量のための施設等の整備に努めなければな

らない。

(地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等)

8 第二十条 国及び地方公共団体は、推進地域にお

いて、避難施設その他の避難場所、避難路その

他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための

拠点施設その他の消防施設その他南海トラフ

地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等

の整備等に努めなければならない。

(財政上の配慮等)

9 第二十一条 国は、この法律に特別の定めのあるもののか、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮

をするものとする。

(政令への委任)

10 第二十二条 この法律に特別の定めがあるもののか、この法律の実施のための手続その他この

法律の施行に関し必要な事項は、政令で定め

る。

(施行期日)

11 第二十三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二十三年八月三〇日法律第一

三号) 抄

12 第二十四条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

13 第二十五条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

14 第二十六条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

15 第二十七条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

16 第二十八条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

17 第二十九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

18 第三十条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

19 第三十一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

20 第三十二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

21 第三十三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

22 第三十四条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

23 第三十五条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

24 第三十六条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

25 第三十七条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

26 第三十八条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

27 第三十九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

28 第四十条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

29 第四十一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

30 第四十二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

31 第四十三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

32 第四十四条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

33 第四十五条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

34 第四十六条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

35 第四十七条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

36 第四十八条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

37 第四十九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

38 第五十条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

39 第五十一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

40 第五十二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

41 第五十三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

42 第五十四条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

43 第五十五条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

44 第五十六条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

45 第五十七条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

46 第五十八条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

47 第五十九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

48 第六十条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

49 第六十一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

50 第六十ニ条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

51 第六十ニ条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

52 第六十ニ条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

53 第六十ニ条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

54 第六十ニ条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

55 第六十ニ条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

56 第六十ニ条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

57 第六十ニ条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

58 第六十ニ条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成二五年一月二九日法律第一

八七号) 抄

59 第六十ニ条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

